

個票データの利用規約

令和5年3月31日
スポーツ庁政策課企画調整室

(総則)

- 第1条 本規約は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査(以下「本調査」という。)の個票データの提供に関する申出に対するスポーツ庁政策課企画調整室(以下「スポーツ庁」という。)からの承諾通知を受けた申出者及び利用者とスポーツ庁の契約(個票データの提供に関する契約。以下「本契約」という。)の内容を定めるものである。
- 2 本規約において使用する用語は、本規約において特別の定めがある場合を除き、本調査の個票データの提供に係るガイドライン(令和5年3月31日決定)(以下「ガイドライン」という。)において使用する用語の例による。
 - 3 本契約は、スポーツ庁に承諾された申出について、研究等を目的とする場合は利用者全員が、誓約書をスポーツ庁に提出したときに成立する。ガイドライン、本規約、誓約書、申出書、承諾通知書の内容が、本契約の内容を構成するものとする(以下、本契約、ガイドライン、本規約、誓約書、申出書、承諾通知書を総称して「本契約等」という。)
 - 4 個票データを提供するために必要な一切の手段については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第54条第2項、本契約等に特別の定めがある場合を除き、スポーツ庁がその責任において定める。
 - 5 利用者及びスポーツ庁は、本契約等の定めに基づき、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。
 - 6 本契約等に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 7 本契約の履行に関して利用者及びスポーツ庁で用いる言語は、日本語とする。本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 8 本契約に係る訴訟については、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(個票データの提供及び利用)

- 第2条 スポーツ庁は、本契約の成立後、本契約等の定めに基づき、申出者に対し、申出書に記載された個票データを提供する。
- 2 スポーツ庁は、やむを得ない事情により、前項に基づく個票データの提供時期が遅延する場合には、申出者に対し、遅滞なく連絡するものとする。なお、申出者は、個票データの提供が遅延した場合、申出書に記載された個票データの利用期間の延長を求めることができ、この場合の延長日数は、スポーツ庁と協議の上決定される。
 - 3 スポーツ庁が提供する個票データは、その情報の選択及び体系的な構成をスポーツ庁が自ら

決定するものであり、当該個票データの著作権その他の知的財産権(データベースの著作物として保護を受ける場合の権利を含むが、それに限られない。)は、スポーツ庁に帰属するものとする。

- 4 申出者に提供された個票データは、申出書に記載された利用者の範囲に限り、本契約に従い、利用することができるものとする。
- 5 利用者は、ガイドライン、本契約、本規約、誓約書、申出書に従ってこれを利用するものとする。
- 6 利用者は、本契約により提供した個票データに関するスポーツ庁の指示(利用の停止指示を含む。)に従うものとする。

(保管・管理)

第3条 利用者は、提供を受けた個票データの消去(個票データの消去を行った上、データ措置報告書をスポーツ庁に提出することをいう。以下同じ。)をするまで、本契約等に記載された保管・管理方法及びスポーツ庁により指示を受けた保管・管理方法に基づき適正に保管・管理するものとする。

- 2 利用者は、1回に限り、個票データの1ファイルを別の記憶装置に複製・保存することができ、当該装置の複製・保存されたファイルを消去しない限り、別の記憶装置への複製・保存はできない。なお、個票データが別の記憶装置に複製・保存された場合には、当該複製・保存されたファイルも、本契約において提供を受けた個票データとして扱われるものとする。
- 3 前2項の規定は個票データを用いて生成した中間生成物についても同様とする。

(利用の制限)

第4条 利用者は、個票データの利用に当たり、次の各号に掲げる制限を受けるものとする。

- 一 個票データを利用する際は申出書に記載した範囲内での利用に限定し、申出書に記載のない方法による利用(第三者への譲渡、貸与を含む。)は行わないこと
- 二 いかなる場合も、提供された個票データを用いて特定の個人、学校又は設置管理者を識別する分析を行わないこと
- 三 提供された個票データを用いた研究等の成果の公表において、管理番号及び学校コード及び学校名、教育委員会コード及び教育委員会名その他個人、学校又は設置管理者が第三者に識別されるおそれのある情報を明らかにしないこと
- 四 個票データの提供に関する承諾通知書において、スポーツ庁が個票データの利用に当たり付加した条件がある場合には、当該条件を遵守すること
- 五 個票データの提供は、本契約の有効期間中であるにもかかわらず、スポーツ庁の判断として運用を停止し、提供した個票データの利用の停止及び個票データの消去を求めることがあり得ること

(外部委託)

第5条 申出者は、個票データを用いた研究等のうち、外部委託が当該研究等の実施に合理的であると認められた場合には、その全部又は一部を外部委託することができる。この場合には、申出者は委託先に対して、本契約等に定める事項を遵守することを求める等の適切な措置を講じ

ること。

なお、申出者が公的機関以外である場合は、研究等の全部を外部委託することは認められない。

- 2 前項の外部委託を行う場合においては、受託者が利用者として、誓約書をスポーツ庁に提出することを条件とし、委託者は当該受託者を充分監督し、作業終了後は速やかに個票データ及び中間生成物を消去させなければならないものとする。
- 3 第1項の外部委託を行う場合においては、ガイドライン第6の2(4)に基づき、受託者も個票データの利用場所及び適正管理措置に関する事項をすべて満たさなければならないものとする。

(申出書記載事項の変更)

第6条 申出者は、次の各号に係る申出書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに所属等変更届書をスポーツ庁に提出するものとする。

- 一 利用者の人事異動等に伴う所属及び連絡先に変更が生じた場合
- 二 利用者の姓に変更が生じた場合
- 三 利用者を除外する場合
- 四 成果の公表形式を変更する場合(公表する学会誌の変更等)
- 五 利用期間の延長を希望する時点において、公表に係る手続が進行中の場合
- 六 スポーツ庁の指摘に基づき利用者がセキュリティ要件を修正する場合
- 七 利用者が申出内容の基本的な方針に影響を及ぼさないような抽出条件の微細な修正を行う場合

2 前項及び次条第2項ただし書以外の場合は、申出者は、原則として改めて申出書を提出し、再度審査を受けるものとする。ただし、申出書の記載事項のうち1項目のみを変更する場合は、記載事項変更依頼申出書により申出を行うことができるものとする。

3 前項の申出書記載事項の変更を行った場合において、利用者は、当該変更についてスポーツ庁から承諾の通知がない限り、当該変更に基づく個票データの利用をしてはならない。

4 第2項の記載事項変更依頼申出書の提出を行った場合において、利用者はスポーツ庁より不承諾の通知がなされた場合は、その指示に従うものとする。

(利用期間)

第7条 利用者は、スポーツ庁から通知された個票データの提供に関する承諾通知書に記載された提供期間においてのみ個票データを利用できるものとする。

2 利用期間の延長を希望する申出者は、ガイドライン第9の3(1)に基づき、原則として、利用期間終了の2か月前までに、延長が必要な理由及び希望延長期間を記載した記載事項変更依頼申出書をスポーツ庁に提出するものとする。利用期間の延長については、延長理由等ガイドライン第9の3(2)の審査基準を踏まえ必要に応じて認めることとする。

ただし、利用期間の延長を希望する時点において、成果の公表に係る手続が進行中の場合は、申出者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、当該手続中であることが確認

できる書類を添えて、直ちにスポーツ庁に届け出ることにより代えることができるものとする。

- 3 利用期間を超過した場合（申出者があらかじめ延長の申出を行い、承諾されなかった場合を含む。）、スポーツ庁は申出者に対し速やかに当該個票データの消去を求めるものとする。

（実地監査等）

第8条 スポーツ庁は、自ら又は適切な第三者を指定して、個票データの利用状況及び保管・管理状況について全利用者（外部委託する場合は委託先も含む。）に対して実地監査を行うことができ、全利用者の業務時間内において全利用者の事業場等に立ち入り、帳票その他実地監査のために必要な書類の閲覧を求めることができる。

- 2 前項の実地監査を行う場合、スポーツ庁は、必要に応じてその職員又は指定した第三者を全利用者の利用場所及び保管場所に派遣し、利用環境の実地検分及びヒアリングを実施するものとし、全利用者は、これに応じるものとする。

- 3 スポーツ庁が申出者に個票データの利用状況及び保管・管理状況の報告を求めた場合には、申出者は1週間以内に個票データの保管・管理状況に関する報告書を提出するものとする。

- 4 第1項の監査を行う場合、スポーツ庁は監査を行う旨を必要に応じて事前に申出者に通知するものとする。

（個票データの紛失・漏えい等）

第9条 申出者は、個票データを紛失した場合、情報が漏えいしていることが判明した場合、又はその恐れが生じた場合には、速やかにスポーツ庁へその内容及び原因を報告し、スポーツ庁の指示に従うものとする。

- 2 前項における紛失の原因が災害、事故その他の申出者の合理的支配を超えた事由である場合において、申出者が再度提供を希望する場合は、スポーツ庁と協議の上、必要な手続等を行うものとする。

（利用者の表明保証等）

第10条 利用者は、申出書、個票データの保管・管理状況に関する報告書、研究等の終了後に提出する利用実績報告書その他個票データの提供に当たってスポーツ庁に提出した書類の記載内容を確認し、かつ、その内容が真実であることを表明し、保証するものとする。

- 2 利用者は、前項記載のスポーツ庁に対して提出した書類、その他スポーツ庁に対する連絡の内容が、第三者の知的財産権、プライバシー、営業秘密その他の権利を侵害していないことを表明し、保証するものとする。

- 3 利用者は、本契約等に定める手続を経ることなく、申出書に記載された事項を変更しないことを約するものとする。

（提供した個票データの処理）

第11条 申出者は、個票データの利用を終了した場合（当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む。）には、ガイドライン第10に基づき、直ちに、集計等のためにハードディスク等の

記憶装置に保存又は紙媒体等に出力した個票データの消去及び中間生成物のデータ、紙媒体等保存形式の如何を問わず消去しなければならない。

- 2 申出者は、個票データを利用した研究等の終了後(申出書に記載した成果の公表を行う場合には成果の公表が全て終了した後)、90日以内に利用実績報告書によりスポーツ庁へ利用実績を報告するものとする。
- 3 利用期間終了前にスポーツ庁が個票データの消去を請求したとき(利用者による本契約の違反又はスポーツ庁の判断による個票データの提供の停止の場合を含む。)は、前2項に定める消去の手續に従わなければならない。
- 4 利用者の死亡、法人組織の解散、研究等の計画の中止その他の真にやむを得ない事情により、当該研究等の目的の達成が困難となった場合は、速やかに利用実績報告書に理由を記載して報告しなければならない。

(成果の公表)

第12条 申出者は、個票データを利用して行った研究等の成果を申出書に記載した公表時期、方法に基づき、スポーツ庁の確認(序列化や過度な競争が生じないか、特定の個人や学校、地方自治体が特定されないか、序列化や過度な競争が生じないか等)を受けた上で、公表しなければならない。そのため、ガイドライン第11に規定する、スポーツ庁への報告の時期は、公表前であって、かつ、内容の変更が可能な時期であることとする。

- 2 前項の公表にあたっては、特定の個人、学校又は設置管理者が第三者(利用者以外の者をいう。以下同じ。)に識別されないように十分配慮するものとする。このため、利用者は、本ガイドラインに基づき個票データの提供を受けた場合、当該個票データを用いた研究等の成果の公表においては、管理番号、学校コード、学校名、教育委員会コード及び教育委員会名その他個人、学校又は設置管理者が第三者に識別されるおそれのある情報を明らかにしてはならないものとする。また、次の公表形式の基準に基づき、十分に配慮しなければならない。

①公表される研究等の成果物において、児童生徒の数が原則として10未満になる集計単位が含まれていないこと。また、集計単位が市町村の場合には、公表される成果物において、児童生徒の数が10以上であっても、他の情報と結びつけることができ、それにより、個人が特定される可能性がある集計単位が含まれていないこと。

②公表される研究等の成果物において、学校又は設置管理者の属性情報による集計数が原則として3未満となる集計単位が含まれていないこと。また、その集計数が3以上であっても、他の情報と結びつけることができ、それにより、学校又は設置管理者が特定される可能性のある集計単位が含まれていないこと。

によらなければならない。

- 3 当該公表に際して、利用者は、個票データの提供による成果物である旨を、公表物に明記するものとする。
- 4 当該公表に際して、利用者は、個票データを基に独自に作成・加工した資料等についてはその旨を明記し、スポーツ庁が作成・公表している資料等とは異なることを明らかにするものとする。

- 5 第1項において、申出書に記載した公表時期に公表できない場合は、記載事項変更依頼申出書の提出及びその時点における成果をスポーツ庁に報告の上、スポーツ庁が必要と認めた場合、公表時期を変更できるものとする。

(解除)

第13条 スポーツ庁は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、申出者に対する通知により、本契約を解除することができる。

- 一 申出者が本契約に基づく表明保証の違反を含め、本契約に違反し、スポーツ庁が定める相当期間内に当該違反が是正されないか、スポーツ庁において是正が不可能と判断したとき
- 二 利用者において、個票データの取扱いに関し、重大な過失又は背信行為があるとスポーツ庁が判断したとき
- 三 申出書に記載された研究等の目的が達成できる見込みがないとスポーツ庁が判断したとき
- 四 申出者がスポーツ庁に対し、申出書記載事項の変更の申出を行い、スポーツ庁において、審査の結果、これを不承認としたとき
- 五 利用者による本契約の違反その他の不適正な利用状況により、利用者が個票データの利用を行うことが不適切であるとスポーツ庁が判断したとき

(契約に違反した場合の措置)

第14条 スポーツ庁は、利用者が本契約に違反した場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、ガイドライン第13の措置をとることができる。また、利用者は、本契約の終了の有無にかかわらず、事後、この措置が適用されることに同意するものとする。

- 2 利用者又はこれらと関係する者が本契約に違反して個票データの利用を行うことにより利益を得た場合には、当該利用者又はこれらと関係する者はスポーツ庁の請求に基づき、同利用により取得した利益の詳細を開示した上、スポーツ庁の指定する期間内に当該利益に相当する額を違約罰として納付しなければならない。
- 3 利用者が前項の違約罰をスポーツ庁の指定する期間内に支払わないときは、利用者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。
- 4 前3項において、申出者以外の利用者が違反した場合であっても、申出者において利用者の監督における故意又は過失が認められる場合は申出者を違反者として取扱うものとする。

(スポーツ庁の免責等)

第15条 利用者は、本契約が締結された場合であっても、個票データの抽出方法による技術的な問題、提供に要する事務量その他の事前に予測できない事由がある場合には申出に係る個票データの提供が遅れ、又はこれを提供せず、一旦提供した場合であっても、その返却を求めなければならない場合があることを予め了承し、これらにつき、スポーツ庁は利用者に対し何ら責任を負わない。

- 2 利用者は、個票データが本調査の調査目的を達成するため調査結果を活用することを目的として作成されているものであり、必ずしも研究等のための利用を考慮に入れたものでないことを

了解した上で、本調査の個票データの提供に関する申出又は利用を行うものとする。

- 3 スポーツ庁は、個票データの蓄積保管に最善の義務を尽くすが、その性質上、内容につき、何らの保証がないものであることを利用者は了承し、利用者が個票データを利用したことにより、利用者が何らかの不利益や損失を被る事態が生じたとしても、スポーツ庁は利用者に対し、一切の責任を負わないものとする。
- 4 利用者が個票データを用いて作成した資料その他の研究等の成果に関して、第三者との間で権利侵害等の問題が生じたとしても、スポーツ庁は一切の責任を負わないものとする。
- 5 本契約に違反した利用者による個票データの利用により権利を侵害された第三者からスポーツ庁に対して損害賠償請求が行われ、その請求が認められた場合には、スポーツ庁は当該賠償額相当について当該利用者へ求償することができるものとする。

(契約終了後の措置)

第16条 本契約が何らかの理由により終了した場合であっても、その条項の性質により、終了後も効果の存続が予定されている条項は、その文言にしたがって効力を有するものとする。

(その他)

第17条 利用者及びスポーツ庁は、本契約等に定めのない事項、各条項等の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。